



平成22年国勢調査実施計画

－正確・円滑な調査と精度の高い統計をめざして－

この資料は、国勢調査令等の関係政省令の公布・施行（4月1日）を受け、平成22年国勢調査の実施方法について取りまとめたものです。

総務省では、平成22年国勢調査の実施方法等について、有識者による検討会（※）の提言と地方公共団体の意見を踏まえ検討を進めるとともに、試験調査による実地の検証を重ねてきました。平成22年国勢調査の実施計画は、こうした検討・検証に基づき、また、統計委員会の答申を踏まえて策定しました。

この資料が、平成22年国勢調査について理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

- ※ 国勢調査の実施に関する有識者懇談会
（平成18年1月～7月：座長 竹内啓・東京大学名誉教授）
- ※ 平成22年国勢調査の企画に関する検討会
（平成18年11月～22年3月：座長 堀部政男・一橋大学名誉教授）

平成22年4月13日

総務省

目 次

第1	国勢調査の意義・役割	
1	国勢調査の意義	1
2	国勢調査の基本的な役割	1
3	平成22年国勢調査の意義・特色	2
第2	平成22年国勢調査の実施に向けて	
1	国勢調査を取り巻く環境の変化	4
2	平成22年国勢調査の企画における基本方針	4
第3	平成22年国勢調査の実実施計画	
1	調査の目的	6
2	法的根拠	6
3	調査の時期	8
4	主要事務日程	9
5	調査の対象	10
6	調査事項及び調査票	10
7	調査の組織	13
8	調査の方法	13
9	個人情報保護	15
10	調査実施に向けた広報及び関係機関への協力依頼	16
11	コールセンターの設置及び照会対応体制の整備	17
12	調査票の審査・提出	18
13	結果精度の確保	18
14	結果の集計	18
15	結果の公表	19
16	調査書類の保存	19
17	その他	20
別紙1	平成22年国勢調査 調査票(様式)	21
別紙2	平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧	23
参考1	平成22年国勢調査の概要	24
参考2	平成22年国勢調査主要事務スケジュール	25
参考3	平成22年国勢調査の主要検討経過	26
参考4	平成22年国勢調査の推進体制	27
参考5	平成22年国勢調査全国協力者会議を通じた調査への理解促進	28
参考6	平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」	29

この資料は、総務省統計局の国勢調査ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/keikaku/index.htm>)

で御覧になれます。

第1 国勢調査の意義・役割

1 国勢調査の意義

国勢調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市区町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものです。

2 国勢調査の基本的な役割

(1) 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査による地域別の人口や産業別就業者数などの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の画定、地方交付税の算定、過疎地域の要件など、多くの法令に利用が規定されています。また、国勢調査から得られる人及び世帯に関する様々な属性別や地域別の統計は、国及び地方公共団体における各種行政施策の策定・推進はもとより、その評価に広く活用されています。

このように、国勢調査は、我が国の行政運営の基礎を成す情報基盤としての役割を果たしています。

(2) 国民や企業の活動を支える情報基盤

国勢調査から得られる様々な統計は、公的部門だけではなく、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体等が需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うためなどに幅広く活用されています。また、大学や研究所等の学術・研究機関においては、人口学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われています。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が我が国の現状を正しく理解し、将来の姿を見通していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会経済の発展を支える情報基盤としての役割を果たしています。

(3) 公的統計の作成・推計のための情報基盤

国勢調査から得られる統計は、それ自体が利用価値の高いものであるだけでなく、同時に他の様々な統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用されています。例えば、全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上では、国勢調査による人口が基礎データとして用いられています。また、労働力調査、国民生活基礎調査などの人及び世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、国勢調査の統計データを用いて標本設計が行われています。さらに、国民経済計算などの加工統計でも、国勢調査による人口を基準人口として用いて推計を行っています。

このように、国勢調査から得られる統計は、公的統計の作成・推計のための情報基盤としての役割を果たしています。

3 平成22年国勢調査の意義・特色

(1) 人口減少社会における最初の国勢調査

ア 国及び地域の人口・世帯の最新実態の把握

我が国の人口は、少子高齢化の進展により平成16年をピークとして減少局面に入り、平成17年の減少の後、「横ばい」で推移したものの、自然減少に歯止めがかかるには至っておらず、総人口は平成20年から再び減少となり、我が国は過去に例のない人口減少社会を迎えたところです。

平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない統計情報を提供するものとして、国及び地域レベルでの人口・世帯に関する最新の実態を様々な角度から描き出し、その結果を信頼性の高い統計として提供することを使命とするものです。

イ 社会経済の重要課題に関する実態の把握

我が国の社会経済は、人口減少が進む中、出生率の回復、高齢者介護・医療の維持、年金・社会保障制度の安定化、経済活力の維持、地域の社会機能の維持、高齢者の就業延長、若年層の雇用の安定化など様々な重要課題に直面しています。

平成22年国勢調査の結果は、国及び地方公共団体において、こうした重要課題に対処し、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のための施策の策定・推進の基盤となる情報として活用されるとともに、国民や企業等が国及び地域の現状や課題について適切に理解し分析することができるよう、広く一般の利用に供されるものです。

ウ 統計データの作成・提供の充実

本格的な人口減少社会となって初めて実施する国勢調査として、上記の社会経済情勢を踏まえ、特に次のような統計の作成・提供の充実を図ることとしています。

- 少子高齢化に伴う人口構造、就業構造、世帯構造、世帯の住まい方などの変化をとらえる統計の提供
- 新たな視点に立った社会経済の実証分析への対応（社会経済の変化、新たなニーズに応じた追加的な統計の作成・提供）

(2) 最近の社会経済課題に対応するための基礎データの提供

ア 雇用形態の実態

- 深刻化する雇用情勢に対応した就業・不就業の状況を把握する統計（全国及び地域別に把握）
- 産業構造の変化や雇用形態の実態を明らかにするための統計（雇用者の正規・非正規別の就業の状況をよりの確に把握）

- 派遣労働者の就業の実態を明らかにするための統計（派遣労働者が実際に従事している事業内容を把握）

イ 地域別の人口・世帯の分布と特性

- 地域問題の各種施策や地域分析におけるきめ細かな利用を考慮し，都道府県・市区町村別統計の充実のほか，町丁・字等別などの小地域統計を提供
- 「平成の大合併」に伴って広域化した市区町村について，過去と比較できるように，平成12年国勢調査時（2000年）における市区町村の境域による統計を提供

ウ 外国人の分布と特性

- 地域における外国人の分布状況の把握
- 外国人世帯の居住状況の把握
- 外国人就業者の産業・職業等の実態の把握

(3) 「2010年ラウンド世界人口・住宅センサス計画」の一環としての実施

- 国際連合は，食糧，エネルギー，環境などの地球規模の諸課題に適切に対応するため，世界各国に「2010年ラウンド世界人口・住宅センサス計画」への参加を勧告しており，我が国の今回の国勢調査はその一環として実施
- 社会経済のグローバル化が進展する中で，正確な国際比較が必要であることから，国際基準を踏まえた統計を作成・提供

第2 平成22年国勢調査の実施に向けて

1 国勢調査を取り巻く環境の変化

(1) 調査の実施に関する社会的な環境

国勢調査は、極めて規模の大きな統計調査であり、前回の平成17年調査では、個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションやワンルームマンションの増加などにより、調査困難な状況が従来に比べて多数発生しました。これらの状況については、他の方法で情報を補完することにより、統計の精度低下は回避されましたが、平成22年国勢調査においては、調査環境がこれまでも増して厳しい状況が見込まれます。

(2) 社会経済の変化に伴う統計ニーズの増大とICT化の進展

我が国の人口構造が大きく変化する中で、社会経済の変化に対応した行政施策を的確に推進するため、少子高齢化に関する結果表章や就業構造の変化に対応した結果表章の充実、外国人に関する地域表章の拡充、市町村合併に対応した旧市区町村別結果の作成などが要請されているところです。これらの結果の提供に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、インターネットなどによる利用の増加への対応が求められています。

(3) 国勢調査の実施に関する国会決議

平成19年の第166回国会（常会）において、新たな統計法が可決・成立しましたが、その採決に当たっては、衆議院総務委員会において、また、参議院総務委員会において、「国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう（中略）調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること」との附帯決議が付されました。

2 平成22年国勢調査の企画における基本方針

平成22年国勢調査については、社会経済の変化に対応した的確な統計を提供するため、調査の実施に関する上記の社会的な環境を踏まえつつ、次の基本方針に立って企画しています。

(1) 新たな調査技術・手法の導入による記入及び提出のしやすい調査方法

国勢調査により作成される統計は、高い精度を確保することが不可欠です。

そのためには、世帯が、漏れなく正確に調査票に記入し、それを確実に提出することができるよう、記入しやすく提出しやすい調査方法にします。特に、個人情報保護意識に配慮するとともに、昼間不在世帯の増加などを踏まえ、新たな調査技術・手法を導入します。

(2) 国及び地方公共団体の密接な連携を通じた円滑な調査の実施

調査業務の円滑な遂行は、国勢調査の成否に関わる重要なポイントです。国勢調査では、市区町村の推薦により多数の調査員を任命しますが、これらの調査員により、所定の方法に従って決められた期限内に確実に調査活動が行われる必要があります。また、市区町村においては、回収された調査票の整理、記入内容の審査などの所定の事務が確実に行われる必要があります。

このような観点から、市区町村における事務の円滑な遂行や必要な要員の確保などに配慮した実施方法や体制とします。

(3) 調査の実施環境整備の新たな取組

国勢調査の正確かつ円滑な実施には、国民の調査への理解確保はもとより、調査実施に困難が見込まれる調査対象や地域特性の状況に詳しい関係者の支援を得ることが重要になっていることから、新たにマンション管理関係、在留外国人支援関係、教育関係、経済界・労働界、報道関係などの幅広い分野の関係団体による「平成22年国勢調査全国協力者会議」の取組により、国勢調査の実施に向けた連携・協力を図ることとしています。

こうした取組は、国及び地方公共団体を通じて行うことによって、一層の効果が期待されるものであることから、「平成22年国勢調査全国協力者会議」と連携の下に「平成22年国勢調査都道府県協力者会議」の取組を推進することにより、国民の理解確保の促進と調査員による調査活動のための環境整備を進めます。

また、国勢調査の広報については、厳しい財政事情を踏まえ、国と地方公共団体の役割分担と連携により、より効果的・効率的な推進に努めます。

(4) 使いやすく精度の高い統計の提供

精度の高い統計を得るためには、調査票の記入漏れなどが生じた場合も想定し、その対応方法を事前に検討します。また、利用者のニーズに対応した結果表を充実させるとともに、調査結果の利活用が容易となるような統計表の作成や提供方法等の環境を整備します。

(5) 効率的で低コストの調査・集計方法

調査の実施に当たっては、現下の厳しい財政状況の下、調査方法等の見直し・改善や新たな調査手法・システム等の導入を行う場合にあっては、効率的かつ効果的な経費の執行に努めなければなりません。これまで、我が国の国勢調査は、他の主要先進国に比べて低コストで効率的に行われてきたところですが、平成22年国勢調査についても、引き続き効率性の維持・向上に努めます。

第3 平成22年国勢調査の実施計画

1 調査の目的

国勢調査は、我が国に居住するすべての人及び世帯について調査し、国内の人口・世帯の実態を明らかにするために行うものです。

その結果は、国及び地方公共団体の各種施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されます。

特に、平成22年国勢調査は、本格的な人口減少社会となって実施する初めての国勢調査であり、人口減少社会における国及び地域の未来を考えるために欠くことのできない統計情報を提供するとともに、我が国が直面している様々な重要課題に対処するための基盤となる統計情報を提供するものです。

なお、国勢調査は統計法に基づいて行われ、今回の調査は同法の規定に基づき10年ごとに行う、いわゆる大規模調査に当たります。

◆ 国勢調査の沿革について

● 我が国の国勢調査は、大正9年（1920年）に開始されました。その後、いわゆる簡易調査と大規模調査が5年ごとに交互に行われ、今回の調査は、調査開始以来90年で、19回目の調査に当たり、大規模調査として実施されます（大規模調査は西暦の末尾が0の年、簡易調査は5の年に実施）。

なお、終戦直後の昭和20年（1945年）には国勢調査は行われておらず、これに代わって、昭和22年に臨時国勢調査が実施されています。

● 国勢調査の「大規模調査」と「簡易調査」とは、調査事項の数の違いによるもので、人及び世帯に関する全数調査であることに変わりはありません。

調査事項は従来、大規模調査で22項目、簡易調査で17項目として実施されてきましたが、平成22年国勢調査は、これまでの大規模調査より2項目少ない20項目となっています。

2 法的根拠

(1) 国勢調査の根拠

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として実施されます。

また、国勢調査によって作成される統計は、同法で「国勢統計」と称することが定められています。

◆ 国勢調査の法的根拠について

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

（国勢統計）

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計(以下この条において「国勢統計」という。)を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」という。)を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

(2) 国勢調査の法体系

国勢調査の実施に関する基本的な事項は、統計法の下に、国勢調査令（昭和55年政令第98号）において定められ、また、細則的な事項は国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）において定められています。

◆ 国勢調査の実施に関する法令について

● 国勢調査令及び国勢調査施行規則では、次のような事項が規定されています。

国勢調査令 …… 調査時、調査の対象、調査事項、国勢調査指導員及び国勢調査員の事務内容、調査の方法、報告の義務及び方法など

国勢調査施行規則 …… 調査票の様式、国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式、調査を行う期間など

- 国勢調査の実施に当たっては、調査の漏れ・重複が生じないように、各調査員が担当する区域（「調査区」といいます。）を定めますが、この調査区に関する細則を定めた「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令」があります。
- 今回の国勢調査では、モデル地域でインターネットによる回答を導入することとしていますが、このインターネット回答に関するものとして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」があります。

3 調査の時期

(1) 調査の基準時

調査は、平成22年10月1日（金）午前零時現在によって行います。

(2) 実地調査の期間

調査員による実地調査の事務は、次の日程で行います。

- 担当調査区の確認 : 9月20日（月）～9月22日（水）
- 調査票の配布 : 9月23日（木）～9月30日（木）
- 調査票の回収 : 10月1日（金）～10月7日（木）
- 調査票の提出状況の確認 : 10月8日（金）～10月11日（月）
- 調査票未提出世帯からの回収 : 10月22日（金）～10月24日（日）

◆ 調査の基準時（10月1日午前零時）について

- 国勢調査において、調査対象となる人かどうか、また、調査対象となる人についての調査を行う場所（どの市区町村の人口となるか）を決めるための基準となる時点です。

例えば、基準時である10月1日午前零時より後に生まれた新生児は調査の対象となりません。

一方、海外旅行などで10月1日午前零時に日本にいない人であっても、日本を離れる期間が10月1日の前後を通じて3か月を超えなければ、その人は調査の対象となります。

- 国勢調査では、その人がふだん住んでいる場所（住居）で調査を行うこととなりますが、住居を転々としている人などについては、この基準時における住居・場所で調査を行います。

なお、大きな公園などがある市区町村では、9月30日から10月1日未明にかけて、公園などに出向いて調査対象となる人がいるかどうかの確認を行うことがあります。これは、この基準時との関係によるものです。

◆ 実地調査の期間について

- 調査員による調査票の配布と回収の事務を行う期間は、9月23日～10月7日までのおよそ半月となっています。その上で、近年、日中不在がちな世帯が多いことから、こうした世帯からの調査票の回収を行うための期間を、前回の調査では10月15日までとしていました。

しかし、今回の調査では、郵送提出を導入に伴い、その期間を繰り延べて10月24日までとしています。

4 主要事務日程

【平成22年】

- 4月1日 ● 国勢調査令及び国勢調査施行規則等一部改正の公布・施行
- 4月13日 ● 平成22年国勢調査実施計画の公表
 - 平成22年国勢調査広報サイト(国勢調査 e-ガイド)の開設
- 4月14日 ● 全国都道府県統計主管課長会議の開催
- 5月中旬～ ● 地方公共団体に対する調査事務の説明
- 7月 ● 国勢調査指導員の任命(約10万人)
- 8月～ ● 調査実施の周知広報の開始
- 8月 ● 国勢調査員の任命(約70万人)
- 9月下旬 ● 国勢調査員による調査活動の開始(～10月下旬)
- 10月1日 ● 平成22年国勢調査の実施基準日
- 12月中旬～ ● 都道府県からの調査票の提出

【平成23年】

- 2月 ● 全国・都道府県・市区町村別人口・世帯数の公表(速報)

◆ 調査事務の説明について

調査事務に関する説明は、おおむね次の日程で行われます。

- 5月～6月 都道府県事務打合せ会(総務省から説明)
 - 6月～7月 市区町村事務打合せ会(都道府県から説明)
 - 8月 指導員事務打合せ会
 - 8月～9月 調査員事務打合せ会
- } (市区町村から説明)

◆ 国勢調査の集計・公表について

- 平成22年国勢調査の結果は、最も早いものは調査期日(平成22年10月1日)から約4か月後の平成23年2月に公表する予定です。これは、総人口と世帯数に関する「人口速報集計」です。
- 調査期日から約8か月後の平成23年6月には、「抽出速報集計」(調査票の約100分の1を抽出して集計)の結果を公表する予定です。

この集計により、すべての調査事項について、我が国の人口・世帯に関する全体像が明らかになります。

- 調査票の全数による集計結果は、調査期日から約1年後の平成23年10月に公表され、その後、より詳細な結果を順次公表していく予定です。
(詳細は「別紙2」参照)

5 調査の対象

調査の対象は、我が国にふだん住んでいるすべての人及び世帯です。

我が国にふだん住んでいる人であれば、外国籍の人も調査の対象となります。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除きます。

◆ ふだん住んでいる人と世帯について

- 国勢調査の対象となる「ふだん住んでいる人」とは、平成22年10月1日現在、すでに3か月以上住んでいる人又は、まだ3か月になっていないが、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人をいいます。
- 国勢調査は、すべての人を対象とするもので、調査を漏れなく重複なく実施するために、世帯を単位として調査票の配布・回収を行うこととしています。
- 「世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まりのことで、一緒に住んでいる夫婦・親子・兄弟など、生計を共にしている家族ごとに一つの世帯とします。
一人アパート等で生活している人（単身者）は、一人一つの世帯となります。
なお、病院の長期入院者（3か月以上）などは、便宜上、棟ごとに一つの世帯として取り扱います。
- 今回の国勢調査では、我が国の人口は約1億2700万人、世帯数は約5000万世帯と見込まれます。
なお、平成17年(2005年)国勢調査の時点では、日本の人口（1億2777万人）は世界で10番目に当たります。

6 調査事項及び調査票

調査事項は、人口統計としての基本データの提供に加え、社会経済の変化を踏まえた行政課題への対処、調査結果の利活用状況、他の公的統計におけるデータ整備状況、記入者負担の軽減等の観点から定めています。

(1) 調査事項

調査事項は、次のとおり、世帯員に関する事項と世帯に関する事項から成り、合わせて20項目です。

【世帯員に関する事項】（15項目）

ア 氏名	ケ 在学，卒業等教育の状況
イ 男女の別	コ 就業状態
ウ 出生の年月	サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
エ 世帯主との続柄	シ 仕事の種類
オ 配偶の関係	ス 従業上の地位
カ 国籍	セ 従業地又は通学地
キ 現在の住居における居住期間	ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段
ク 5年前の住居の所在地	

【世帯に関する事項】（5項目）

ア 世帯の種類	エ 住宅の床面積
イ 世帯員の数	オ 住宅の建て方
ウ 住居の種類	

◆ 調査事項の変更について

● 雇用形態の把握方法の見直し

雇われている人の雇用形態については、これまで「就業時間」によって間接的に把握してきましたが、平成22年国勢調査では、「雇われている人」を「正規の職員・従業員」，「労働者派遣事業所の派遣社員」，「パート・アルバイト・その他」に区分することによって、雇用形態を直接把握することとしました。これに伴い、「就業時間」を廃止しました。

● 「家計の収入の種類」の廃止

「家計の収入の種類」は、国勢調査について行ったアンケートによると、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高いこと、また、他の統計が整備されてきていることなどから、平成22年国勢調査では調査事項から外すこととしました。

(2) 調査票

ア 基本となる調査票は、A4判・両面記入様式のOCR帳票で、1枚に4人まで記入できる設計になっています(別紙1参照)。

4人以下の世帯の割合が約90%（平成17年国勢調査結果）ですので、ほとんどの世帯が、1枚の調査票で記入を行えることとなります。

イ インターネット回答のための調査票は、HTML形式の電子調査票（世帯人員が9人までの一般世帯で回答可）です。

これは世帯がPCによって、インターネット画面上で回答するものとなっています。

なお、病院・療養所、老人ホーム等の社会施設や学校の学生寮・寄宿舎

については、インターネット回答方式を行いません。

ウ 高齢者や外国人の方などができるだけ記入しやすい調査票にするため、OCR調査票を補完する補助用調査票として、『拡大文字調査票』、『点字調査票』及び『外国語調査票』を用意します。

◆ 国勢調査に用いる調査票について

● OCR調査票

国勢調査では膨大な調査票を効率的に集計するために、世帯から記入・提出された調査票を、直接、光学式文字読取装置（OCR）で読み取る方式を採用しています。そのため機械で読み取るための特別な用紙に印刷した専用の調査票を用います。

今回の国勢調査では、調査票設計上の制約がある中で、できるだけ見やすい調査票とするために、印刷する文字にUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を採用するなどの工夫をしています。

また、郵送提出の導入に伴って、経費節減の観点から定形の郵送用封筒を用いることができるよう、初めて三つ折りの設計にしています。

● 拡大文字調査票

OCR調査票では文字が読みづらいとする世帯が、調査に回答しやすいようにするため、OCR調査票の文字を拡大して印刷したものです。

● 点字調査票（質問用紙及び回答用紙）

視覚障がいを持つ人で点字による回答を希望する人が、自身で調査に回答できるようにするため、OCR調査票の内容と記入方法の説明を点字で表したものです。

● 外国語調査票

日本語が理解できない外国人の世帯のために、OCR調査票の内容と記入方法の説明を外国語に翻訳したものです。平成17年調査の19言語から8言語増やし、平成22年調査では次の27言語で作成します。

これにより、我が国に居住する外国人の90%以上の人が直接、調査に回答できるものと見込んでいます。

中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、フランス語、ベンガル語、マレー語、ヒンディー語、シンハラ語、ロシア語、ミャンマー語、ドイツ語、ネパール語、アラビア語、インドネシア語、モンゴル語、ペルシャ語、ウルドゥ語、イタリア語、ラオ語、トルコ語、クメール語、ルーマニア語

*下線部は、新たに作成した言語

7 調査の組織

(1) 調査の流れ

調査は、総務省－都道府県－市区町村－国勢調査指導員（以下「指導員」という。）－国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れで行います。

(2) 都道府県

都道府県は、市区町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行います。

(3) 市区町村

市区町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、郵送提出等世帯の把握及び調査員への伝達、調査書類の審査、『市区町村要計表』の作成等の事務を行います。

(4) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市区町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命します。

指導員は、調査員に対する指導、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行います。

◆ 指導員及び調査員

- 指導員及び調査員は、総務大臣が任命する一般職に属する非常勤の国家公務員として、調査事務を行います。

平成22年国勢調査では、全国で指導員約10万人、調査員約70万人が任命されます。

8 調査の方法

(1) 調査方法の基本

ア 調査は世帯を単位として行うことから、調査票は、調査員が世帯ごとに配布します。

調査票の回収は、世帯が次の中から選択する方法によって行います。

- 調査員への提出（封入提出方式）
- 郵送による提出
- インターネットによる回答（モデル地域：東京都）

◆ 調査票の提出方法について

- 平成22年国勢調査では、個人情報保護意識への配慮、昼間不在世帯の増加などに対応するために、調査票を調査員に提出するに当たっては、『調査書類収納封筒』に封をして提出する方式（封入提出方式）を全面的に導入するとともに、新たに調査票の郵送提出方式を導入します。

- 調査票を調査員に提出するか、郵送により提出するかは、世帯の方に決めていただくこととしています。なお、地域の郵便事情や世帯の居住環境を踏まえて、市区町村が地域の特性に応じた提出方法を推奨できることとしています。

◆ インターネット回答方式の導入について

- 平成22年国勢調査では、東京都全域（島しょ部を含む。）をモデル地域として、インターネット回答方式を導入します。

このため、東京都においては、調査票の提出方法として、調査員への提出、郵送による提出に加えインターネットによる回答の3つの方法があることとなります。世帯では、この3つの方法の中から希望する方法で提出（回答）するものであり、必ずインターネットで回答しなければならないということではありません。

- インターネット回答方式は、調査員が訪問しても不在であることが多い世帯（単身世帯や共働き世帯など）に対する有効な方式として期待できるため、今回の国勢調査において、将来を見据えて東京都で先行的に導入するものです。

● モデル地域の選定に当たっては、まず、①世帯へのインターネット普及率が高い地域であること、②単身世帯や共働き世帯の割合が高い地域であること、③オートロックマンションなどの共同住宅に居住する世帯の割合が高い地域であることを要件として、複数の都道府県を候補としました。

最終的には、この回答方式が初めて採用されるものであることから、事前の準備や不測の事態への迅速な対応に際して総務省統計局と緊密な連携が図れることが必要であることから、①～③の要件を満たし、かつ、総務省統計局と地理的に近い東京都をモデル地域としました（総務省統計局、東京都庁とも新宿区に所在）。

- 東京都以外にお住まいの方については、今回の調査でインターネット回答方式を利用することができませんが、一部の地域に限ってインターネット回答方式を導入することは、将来の全国的な展開に向けた大切なステップとなりますので、御理解をお願いします。

イ 郵送提出の導入に伴い、世帯の調査票の提出忘れ等を防止するため、回収期間に面接できなかつた世帯や、郵送提出（又はインターネット回答）を希望した世帯について、調査員が、回収期間後に調査票提出の確認状を配布することによって、調査票の提出を促進します。

ウ 所定の時期までに調査票の提出が確認されていない世帯（調査票未提出世帯）があった場合、調査員は市区町村の指示に基づいて、当該世帯を訪問して調査票の回収（未提出世帯回収）を行います。

エ 未提出世帯回収の期間において、世帯が不在がちなため面接ができなかった場合には、調査員が、「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、近隣等から聴取（聞き取り調査）することにより、人口・世帯の把握漏れを防止します。

(2) 調査を円滑・正確に行うための方法

ア 病院・療養所，老人ホーム等の社会施設や学校の学生寮・寄宿舎については、棟ごとに1つの世帯として取り扱いますが、入居者や居住者のプライバシーに配慮し、調査票は各人に1枚ずつ配布します。

イ 10月1日前後に不在にする世帯や調査票配布時に調査票の提出を希望する世帯では、10月1日現在で世帯の状況に異動があった場合には市区町村に連絡してもらうこととして、調査票配布期間中に調査票の提出を行うことができることとします。

ウ 聞き取り調査を行った世帯については、調査員が改めて調査票等を配布し、郵送提出による調査票の自計回答を要請することとします。

◆ 自計回答と他計回答について

- 調査員による統計調査においては、調査票の記入方法として、調査対象者が自ら調査票に記入する方式（自計回答方式）と、調査員が世帯に質問し、その回答により調査員が調査票に記入する方式（他計回答方式）があります。

平成22年国勢調査では、「世帯の種類」を除き、自計回答方式により調査を行います。

- 聞き取り調査を行った世帯に対する郵送提出による自計回答の要請は、聞き取り調査の項目（氏名，男女の別，世帯員の数の3項目）以外の項目を含め、改めて調査対象者本人からの回答を得ることによって、調査項目全体について、より正確な統計を作成するために行うものです。

(3) 特別な地域の調査

自衛隊地域，矯正施設地域，学生寮・独身寮のある地域，外国人居住者の多い地域や，旅館・ホテルの長期滞在者，夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については，それぞれの特性に応じた方法によって調査を行います。

9 個人情報保護

世帯が調査員に調査票を提出するに当たっては、『調査書類収納封筒』を用いて封をして提出します（封入提出方式）。この場合，調査員は封筒を開封することなく，封をしたままで市区町村に提出します。

また，調査関係者に対し，プライバシー意識に配慮した調査方法（社会施設等では各人に調査票を配布することなど），守秘義務（調査で知ったことを他

に漏らさないことなど)、世帯から回収した調査票の厳重管理など、個人情報の保護についての指導の徹底を図るとともに、国民一般に対し、広報等を通じて国勢調査と個人情報保護法の関係や、統計法における個人情報の保護について周知に努めることとしています。

◆ 国勢調査と個人情報保護法について

- 公的部門に対する個人情報の取扱いは、原則として、行政機関個人情報保護法によることとなります。
ただし、個別の法律で個人情報保護のより適切な取扱いが定められている場合は、個別の法律で個人情報を保護することとなっています。
- 統計法では、個人情報保護について、厳格な取扱いを定めています。このため、国勢調査のような統計調査においては、(行政機関個人情報保護法ではなく)統計法に基づき、厳格な個人情報の保護の措置が講じられています。

10 調査実施に向けた広報及び関係機関への協力依頼

(1) 広報

ア 総務省は、平成22年国勢調査の実施に向けた理解の促進を図るため、国民一般に対する総務省統計局ホームページによる広報及び全国規模の総合広報を実施します。

このホームページによる広報については、4月に新たなサイト「国勢調査 e-ガイド」を開設することとし、また、総合広報については、8月頃から重点化して実施することで、効果的・効率的な広報を推進することとしています。

また、都道府県及び市区町村に広報素材の提供等を行うことにより、地方公共団体が行う広報を支援します。

イ 都道府県及び市区町村は、総務省の「広報計画」を踏まえ、広報担当課(係)と協力して、地域メディアを活用した広報や、行政広報誌(紙)等による継続的な広報など地域に密着した広報を実施します。

◆ 「国勢調査 e-ガイド」について

- 総務省では、国勢調査の実施に向け、総務省統計局ホームページ上の国勢調査関係広報サイトの内容を一新し、4月13日から、「国勢調査 e-ガイド」として提供を開始します。
- 総務省では、この「国勢調査 e-ガイド」を始めとして、ICTを活用した情報提供に努めていきます。

(2) 関係者への協力依頼及び支援確保

ア 総務省は、「平成22年国勢調査全国協力者会議」などを通じて、マンショ

ン管理関係、在留外国人支援関係、教育関係、経済界・労働界、報道関係などの全国組織の関係団体や各種施設等に対して協力依頼を実施します。

イ 都道府県は、総務省が実施する協力依頼を踏まえ、「平成22年国勢調査都道府県協力者会議」を開催するなどして、都道府県内にあるマンション管理関係、在留外国人支援関係、教育関係、経済界・労働界、報道関係などの組織の関係団体（全国組織及び地方組織）や各種施設等に対して協力依頼を実施します。

ウ 市区町村は、市区町村内にある各種団体・施設、町内会・自治会・婦人会等の住民組織、関係機関や各種施設等に対して協力依頼を実施します。

エ 指導員は、各種施設、地域団体、マンション等共同住宅などの関係者に対して、国勢調査の趣旨、調査員の訪問などについて説明します。

オ 調査員は、9月下旬の担当調査区の確認に際し、当該調査区の世帯に調査実施の周知を図るため、各住宅・建物に『国勢調査のお知らせ』（世帯リーフレット）を配布します。

◆ 関係者への協力依頼について

- 国勢調査は、総務省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の流れで行いますので、総務省は全国組織の関係者に対し、都道府県・市区町村はそれぞれの地域組織の関係者に対し、指導員及び調査員は身近な担当地域の関係者に対し、それぞれの段階に応じた協力依頼を行うこととしています。
- 総務省では、都市部を中心にマンション等が増加していることから、その関係団体との連携が重要と考えています。マンション管理関係団体等からは既に御協力をいただいているところであり、今後とも御支援をいただきながら、マンション等共同住宅における円滑な調査に取り組んでいきます。

11 コールセンターの設置及び照会対応体制の整備

総務省は、国民一般からの調査の内容、調査票の記入方法などに関する照会・相談等の便を図るため、新たにコールセンターを設置します。

都道府県・市区町村においても、世帯等からの実地の調査に関する照会・相談等があった場合に迅速かつ適切に対応できるようにするための体制を整備します。

◆ コールセンターについて

コールセンターは、国勢調査としては初めて設置するものです。コールセンターの開設は、調査員が実地調査を行う期間（9月20日～10月24日）より長くすることとし、具体的に次のとおり予定しています。

- 設置期間：平成22年9月11日～10月31日
- 受付時間：午前8時～午後9時

12 調査票の審査・提出

(1) 調査員

調査員は、世帯から回収した調査票を開封することなく、封をしたまま
で市区町村に提出します。

(2) 指導員

指導員は、市区町村の管理の下で、担当地域の調査票について、検査を
行います。

(3) 市区町村

市区町村は、指導員による検査を経た調査票について審査を行い、都道
府県に提出します。

なお、インターネット回答については、市区町村で審査を行います。

(4) 都道府県

都道府県は、市区町村から提出された調査票について、二次的な審査を
行った上で、総務省に提出します。

13 結果精度の確保

(1) 聞き取り調査を行った世帯に対する調査票の再配布

不在がちなため面接ができなかった世帯があった場合には、調査員は当該
世帯の「世帯員の数」と「氏名」、「男女の別」を近隣等から聴取（聞き取り
調査）することにより、人口・世帯の把握漏れを防止します。

また、聞き取り調査を行った世帯に対し、改めて調査票を配布し、郵送提
出により調査票の自計回答を要請することとします。

(2) 調査票の審査

調査票は、上記12のとおり、指導員から都道府県までの各段階において
記入内容の審査を行い、正確性の確保を図ります。

(3) 行政情報の活用及び関係者への質問

調査書類の審査においては、調査票に記入不備等があった場合に世帯に
対する照会を行うほか、市区町村においては、必要に応じて行政情報等の利
用やマンション関係者等への質問による調査票の記入不備の補記を行いま
す。

14 結果の集計

集計は、総務省において、次に示す区分により行います（別紙2参照）。

なお、（独）統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計につい
ては、同センターが当該業務を行うこととしています。

ア 速報集計

- 人口速報集計
- 抽出速報集計

- イ 基本集計
 - 人口等基本集計
 - 産業等基本集計
 - 職業等基本集計
- ウ 抽出詳細集計
- エ 従業地・通学地集計
- オ 人口移動集計
- カ 小地域集計

15 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、平成23年2月に、「人口速報集計」として公表します。その後、上記の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットを利用する方法等により公表します。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については平成23年2月に、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については平成23年10月末までに、それぞれ官報に公示します。

◆ 調査結果の官報公示について

- 国勢調査の結果は「法定人口」とも呼ばれ、様々な法令で利用が定められています。例えば、地方交付税法では、国勢調査の人口を用いることについて「官報で公示された最近の国勢調査（中略）の結果による人口」を用いると規定されています。

16 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりです。

保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄します。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	同 上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市区町村長
調査区要図	同上	同 上

市区町村要計表	次回調査 まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事, 市区町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写され ている電磁的記録	永年	総務省統計局長

◆ 関係書類の厳重管理について

- 調査票等の関係書類は、市区町村から都道府県を経由して、総務省に提出されます。この間、市区町村・都道府県においては、調査票を厳重に管理し、輸送の際にも調査票の保護に万全を期します。
- 総務省に提出された調査票は、(独)統計センターにおいて機械で読み取られた後、厳重に管理された調査票保管庫で「保存期間」の間保管され、その後、溶解処分されます。その間、調査票が許可なく持ち出されることは一切ありません。また、機械で読み取られた調査票の記入内容についても、磁気媒体で保管され、漏洩の起こらない厳格な管理が行われています。さらに、集計に用いる(独)統計センターのコンピューターシステムは、外部の回線とは一切接続されておらず、不正アクセスが物理的に不可能な仕組みとなっています。このほか、統計センターでは、情報セキュリティ管理の国際標準資格を取得するなど、組織を挙げた管理の徹底に努めています。
- このように、世帯から提出された調査票は、その後、すべての段階で厳格な管理の下に取り扱われ、漏洩や不正な利用がないよう厳重に守られています。

17 その他

(1) 調査区の設定

調査区は、調査員の受持ち地域を定めるために設定するものです。

この調査区の設定は、調査実施の1年前の平成21年10月1日に行いました。

その後、共同住宅の建設などの事由が生じた場合には、必要に応じて本年10月1日の調査時までには修正を行います。

(2) 環境面に配慮した書類・用品

国勢調査は我が国に住んでいるすべての人及び世帯を対象とすることから、その数は約1億2700万人、約5000万世帯と膨大になります。このため調査に用いる書類・用品の作成には、できる限り再生紙やリサイクル可能な製品を使用するなど、環境面に配慮して行っています。

平成22年国勢調査 調査票 (様式)

基幹統計調査

国勢調査調査票

平成22年10月1日 総務省統計局

記入は黒の鉛筆で 数字の例

数字の例

数字の例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

国勢調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

○ 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。 ○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。 ○ 数字を記入する場合は、下の例のように、わくの中に右つめで書いてください。

Main survey form grid with 4 columns and 6 rows. Rows include: 1. Name and sex, 2. Household head and continuation, 3. Date of birth, 4. Marital status, 5. Nationality, 6. Current residence period, 7. Residence 5 years ago.

「調査票の記入のしかた」を参照して 太わくの中に記入してください

Additional household information section. (1) Household members, (2) Residence type, (3) Building type, (4) Total floor area.

世帯では 下の欄には記入しないでください 世帯の種類 (一人世帯、一般世帯、学校の寮、病院、老人ホーム、寄居舎、療養所の入居者、学生・生徒、施設の入居者、その他)

電話番号 (わからないことがあった場合 問い合わせて利用させていただきます)

ウラ側 (第2面) にも記入してください

Bottom header information: 市区町村コード, 調査区番号, 世帯番号, この世帯の調査票の枚数

こちらは ウラ側 です
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4	
世帯員全員	8 教育 ・現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ・在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください ・専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 高専 大学院 その他	
	9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含め ・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含め ・少しも仕事（収入を伴うもの）をした人 ・少しも仕事（収入を伴うもの）をしなかった人	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 休んで 探して いた いた 10～14欄にも記入 10～11欄のみ記入	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 休んで 探して いた いた 10～14欄にも記入 10～11欄のみ記入	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 休んで 探して いた いた 10～14欄にも記入 10～11欄のみ記入	主に 家事などの 通学のかた 仕事 ほか仕事 わら仕事 10～14欄にも記入 仕事を 仕事を 家事 通学 休んで 探して いた いた 10～14欄にも記入 10～11欄のみ記入
就業者・通学者について	10 従業地又は通学地 ・仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください ・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は都道府県 ・他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください （東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左つめで記入）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左つめで記入）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左つめで記入）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （左つめで記入）
	11 従業地又は通学地までの利用交通手段 ・二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 電車 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 電車 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 電車 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 勤め先・学校のバス 電車 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他
就業者について	12 勤めか 自営かの別 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人になります ・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含め ・自営業主とは 個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人をいいます	雇われている人 会社などの役員 正規の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 家族従業員 家庭内の賃仕事（内職） 雇人 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 家族従業員 家庭内の賃仕事（内職） 雇人 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 家族従業員 家庭内の賃仕事（内職） 雇人 雇人なし	雇われている人 会社などの役員 正規の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 家族従業員 家庭内の賃仕事（内職） 雇人 雇人なし
	13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容 ・仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店 など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで） ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください	「調査票の記入のしかた」の12～15ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください			
14 本人の仕事の内容 ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください					

この調査票は機械にかけるので汚さないでください

(別紙2)

平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定時期	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計	人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口は官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成23年6月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
基本集計	人口等基本集計	人口, 世帯, 住居に関する結果及び外国人, 高齢者世帯等に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は数回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	人口の労働力状態, 就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	—			平成24年4月	
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類			平成24年11月	
抽出詳細集計		就業者の産業, 職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	平成25年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年6月	集計が完了した後, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類			平成25年3月	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業, 職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	平成25年10月	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年1月	同上
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態, 産業別構成及び教育に関する結果	大分類	—		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成24年7月	
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果	—	大分類		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成25年4月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口, 世帯, 住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後, 速やかに公表。	集計が完了した都道府県から順次, 閲覧に供する方法等によって公表。
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	—				
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果	—	大分類				
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

- 1) 上記の集計のほか, 基本集計等公表後の新たなニーズに対応して, 追加集計を行います。
- 2) 「産業分類」及び「職業分類」欄は, 該当する分類を用いた集計結果があることを示します。
- 3) 「表章地域」欄は, 該当集計区分で集計する地域を表していますが, 必ずしもすべての統計表をその地域まで集計するものではありません。

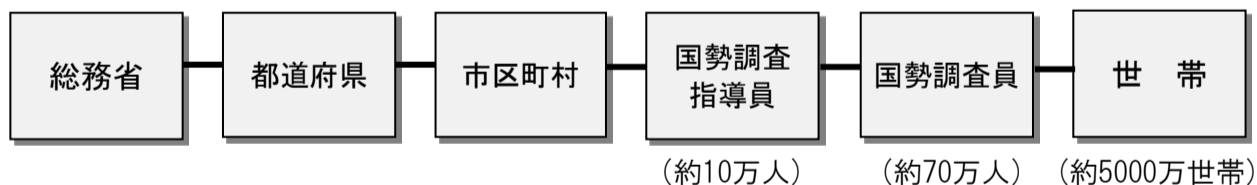
平成22年国勢調査の概要

目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。
- 国の最も基本的な統計調査として大正9年(1920年)以来5年ごとに実施しており、平成22年調査は19回目に当たる。

概要

- 調査期日 : 平成22年10月1日（調査期間は、平成22年9月23日～10月24日）
- 調査対象 : 調査期日現在、我が国に常住するすべての人及び世帯
（約1億2700万人、約5000万世帯）
〔外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の
軍人・軍属並びにこれらの家族を除く〕
- 調査事項 : <世帯員に関する事項>
男女の別、出生の年月、就業状態、5年前の住居の所在地など
15項目
<世帯に関する事項>
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5項目
- 調査方法 : <調査票の配布>
国勢調査員（総務大臣任命）が世帯と面接し、記入説明を行った
上で調査票を配布
<調査票の回収>
調査員（封入提出方式）又は郵送（モデル地域ではインターネット
も）による回収
<調査票未提出世帯からの回収>
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査
員が当該世帯を訪問して調査票を回収
- 調査の流れ :



平成23年2月から順次結果を公表
（第一報は調査期日から約4か月後）

結果利用

- 法定人口としての利用
衆議院小選挙区の画定基準、衆議院比例代表区の議員定数の改定基準、地方交付税の算定基準、過疎地域自立促進に係る地域の要件 等
- 行政施策の基礎資料としての利用
人口構造・人口減少などの現状把握による少子高齢化関連の行政施策、防災計画・災害復興計画の策定など防災関連の行政施策の基礎資料 等
- 学術、教育、企業など広範な分野で利用
社会学・人口学・地理学などの学術研究や実証分析、小・中学校等の教育用資料、企業における需要予測・店舗の立地計画 等

平成22年国勢調査主要事務スケジュール

(参考2)

		平成22年						平成23年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総務省	都道府県統計 主管課長会議												
	第1次地方別 事務打合せ会					指導員の任命						速報人口集計公表 地方別事後報告会	
都道府県	市区町村統計 主管課長会議												
	第1次市区町村 事務打合せ会					指導員の任命							
市区町村	第2次市区町村 事務打合せ会												
	第2次市区町村 事務打合せ会												
市区町村	指導員の報告(～7/10)												
	調査員の報告(～7/30)												
市区町村	指導員の選考・推薦												
	調査員の選考・推薦												
市区町村	指導員事務打合せ会												
	調査員事務打合せ会												
市区町村	調査票の配布・回収												
	調査票未提出世帯の特定・回収												
市区町村	調査書類の審査												
	要計表の作成												
市区町村	調査書類の提出												
	実施状況の記録及び提出												
市区町村	指導員報告会・ 調査員報告会 (一部の市区町村)												
	実施状況の記録及び提出												

(参考3)

平成22年国勢調査の主要検討経過

平成17年度

平成18年1月～3月 国勢調査の実施に関する有識者懇談会の開催（3回）

平成18年度

平成18年4月～7月 国勢調査の実施に関する有識者懇談会の開催（4回）

11月～19年3月 平成22年国勢調査の企画に関する検討会の開催（3回）

平成19年度

平成19年5月～20年2月 国勢統計実務検討会の開催（5回）

6月～20年2月 平成22年国勢調査の企画に関する検討会の開催（4回）

7月 第1次試験調査の実施（7都府県14市区町）

10月 平成22年国勢調査関係者会議の開催（2回）

平成20年度

平成20年4月～21年3月 平成22年国勢調査関係者会議の開催（9回）

5月～21年3月 国勢統計実務検討会の開催（5回）

6月～21年3月 平成22年国勢調査の企画に関する検討会の開催（4回）

6月 第2次試験調査の実施（9都府県9市区町）

6月～9月 平成22年国勢調査各府省連絡会議（2回）

平成21年度

平成21年4月～22年3月 平成22年国勢調査各府省連絡会議（3回）

5月～12月 国勢統計実務検討会の開催（3回）

6月～22年3月 平成22年国勢調査の企画に関する検討会の開催（3回）

6月 第3次試験調査の実施（47都道府県51市区）

6月 平成22年国勢調査に関する統計委員会諮問

9月 平成22年国勢調査に関する統計委員会答申

9月 平成22年国勢調査関係者会議の開催

10月 平成22年国勢調査実施本部発足

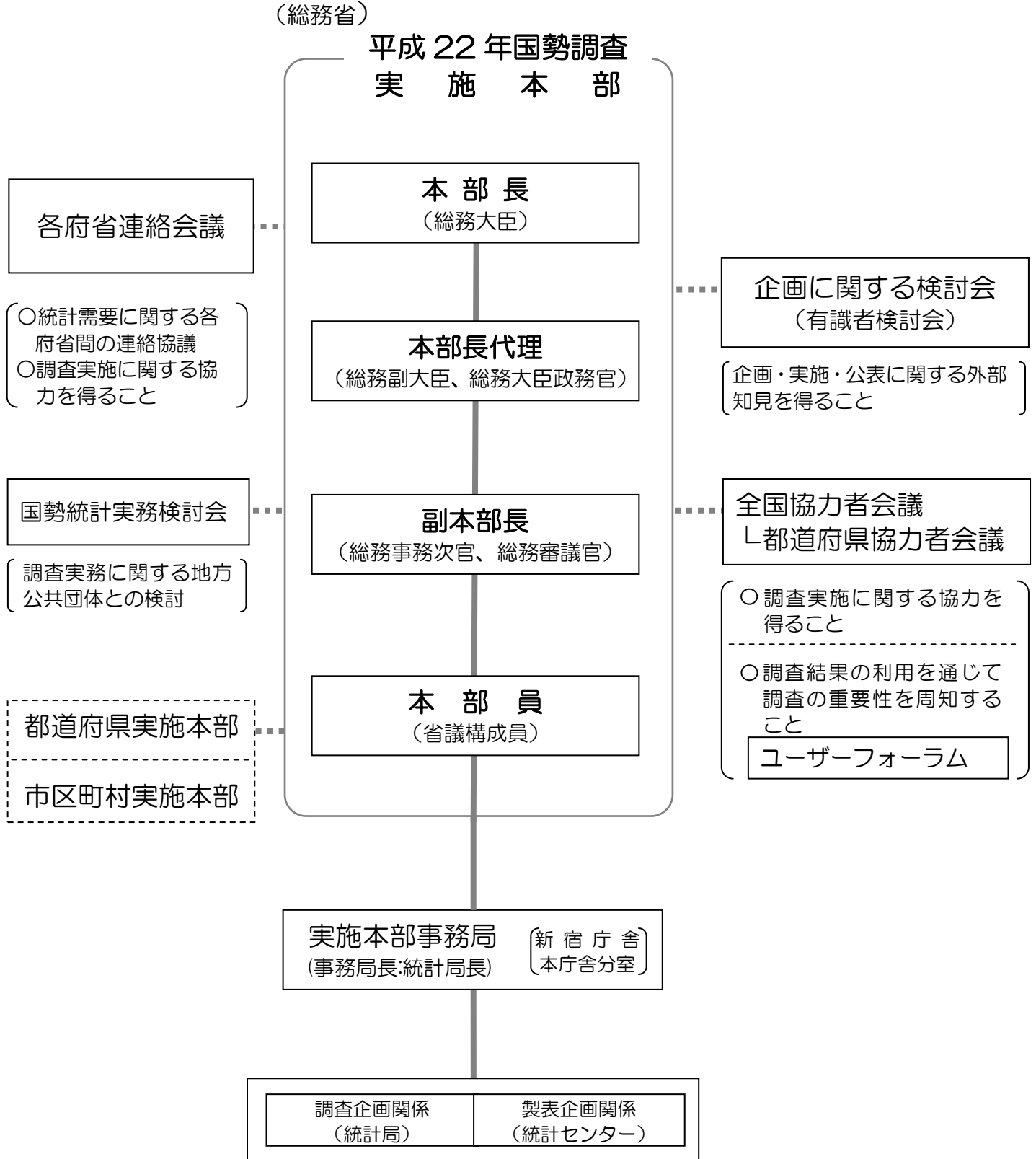
12月 平成22年国勢調査全国協力者会議の開催

平成22年1月～3月 平成22年国勢調査ユーザーフォーラムの開催（2回）

(備考) 地方公共団体からの調査実施状況の聴取及び意見交換（約110団体）

(参考4)

平成22年国勢調査の推進体制



平成22年国勢調査全国協力者会議を通じた調査への理解促進

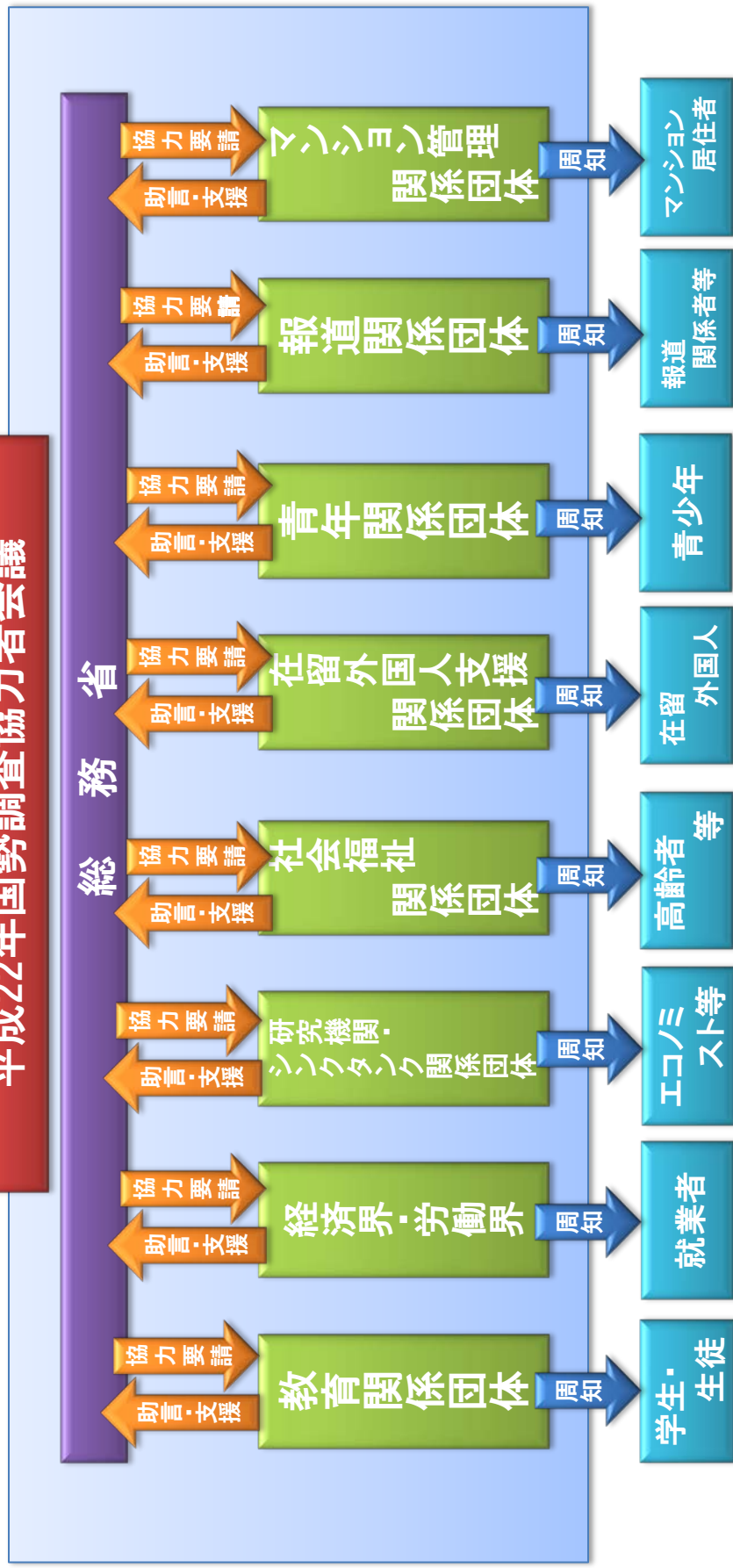
目的

- ・国勢調査はすべての人・世帯を対象とするため、円滑に調査を実施するためには、幅広い分野の団体から協力・支援を得ることが重要
- ・「平成22年国勢調査全国協力者会議」への参加を得て、調査実施上の助言を得るとともに、調査の周知や協力依頼などについて連携を図り、調査の正確かつ円滑な実施を推進

要請

- ・リーフレットやポスターの団体内部や関連団体、会員等へ配布・掲示
- ・各団体等が保有する広報媒体(機関誌やホームページ等)への国勢調査の実施周知等の掲載
- ・国勢調査の実施に向けた応援メッセージの寄稿
- ・団体内部や関連企業、会員等に対する調査周知、協力の呼びかけなど、調査員の調査活動に対する支援

平成22年国勢調査協力者会議



(参考6)

平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」(画面イメージ)

国勢調査 e-ガイド【トップページ】

The screenshot shows the homepage of the 2010 National Census e-Guide. At the top, there is a header with the text '総務省 統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所'. Below this is a search bar and navigation links for '文字の大きさや色を変えるには | サイトマップ | English'. A main navigation menu includes 'ホーム', '統計データ', '統計制度', 'インフォメーション', 'よくある質問', and '組織紹介'. The breadcrumb trail reads 'ホーム > 統計データ > 平成22年国勢調査 > 国勢調査 e-ガイド'. The main content area features a large banner with the title '国勢調査 e-ガイド' and a '2010 国勢調査' logo. The banner text states: '平成22年10月1日 国勢調査を実施します。日本に住むすべての人・世帯が対象です。みなさんのご理解とご支援をお願いします。このサイトでは国勢調査のしくみや国勢調査でわかることなどを紹介します。' To the right of the text is a graphic showing a map of Japan, a bar chart, and a globe. Below the banner are three main navigation buttons: '国勢調査のしくみ', '国勢調査でわかること', and '国勢調査 アラカルト'. A 'お知らせ' (Notice) section contains the text: '平成22年国勢調査の広報サイト「国勢調査 e-ガイド」を開設しました。' Below this are four buttons with arrows pointing to: '平成22年国勢調査の動き', '平成17年国勢調査の結果', '国勢調査に関するQ&A', and '都道府県ホームページ'. A 'Get ADOBE FLASH PLAYER' icon is present with a note: 'Flash形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Flash Playerが必要です。Adobe Flash Playerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。' A 'HOME' button is located in the bottom right of the main content area. The footer contains the address '〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号', copyright information 'Copyright © 1996-2008 総務省 統計局 All rights reserved.', and links for 'お問い合わせ・交通案内' and 'サイトの利用について'.

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

(平成22年国勢調査標語 一般部門 総務大臣賞)



平成22年10月1日